

中部ブロック災害廃棄物対策セミナー

平成28年11月7日、中部地方環境事務所主催の中部ブロック災害廃棄物対策セミナーに協会職員が参加しました。

広島市環境局の林篤嗣氏と株式会社鴻池組の西村良平氏から平成26年8月豪雨に伴う広島市災害について、また、熊本県環境生活部の小林頼正氏及び環境省の切川卓也氏から熊本地震による被害の実態と災害廃棄物処理の現状、課題等について講演がありました。

広島市の豪雨災害については、災害廃棄物の一次保管場所を増やしたり、種別分けを明確にすることで迅速に処理を行え、運搬車両の導線を一通りで確保し、火災発生や崩落が起きないよう高積みなどはしないよう努めた。リサイクル率も予定より上げることが出来、平成28年3月に災害廃棄物の処理は終了した。

平成28年4月に発生した熊本地震では、一次保管場所での仕分けが最初に出来ず、生活ゴミや家電廃棄物が予想以上に出て、収集の対応が出来ないという事態になった。また、仮置き場の候補地と仮設住宅建設候補地がブッキングし、保管場所確保に苦労した。

最後に環境省から、「最近は想定外の場所で大規模災害が起きている。災害時において、可燃・不燃混合物が一番処理が面倒で、東日本大震災でも処理に困った。家電等の廃棄物は便乗廃棄物がかなり出るが、区別がつかないので受け入れるしかない。石膏ボードや農薬など危険物も知識のないまま災害廃棄物として出される。適切な知識が無いまま対応すると危険である。対策は色々な場合を想定しているが、実際災害が起きて初めて分かる実態もある。」と課題について説明がありました。

廃棄物処理法の解説

- 昨年は、廃棄物処理法違反で営業停止等の行政処分がありました。違反内容ですが、マニフェスト記載違反が多くありましたので紹介します。
- 排出事業者から産業廃棄物の収集運搬を委託された収集運搬業者は、マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物を収集運搬することができません。しかし、排出事業者から「後からマニフェストを送付するから、とりあえず産業廃棄物を運搬してほしい。」と依頼を受け、運搬するとマニフェストの交付を受けずに収集運搬したとして行政処分の対象となります。
- また、中間処理業者でマニフェスト違反があるのが、マニフェストC票以下に処理日を記載しますが、実際には処理「終了日」ではなく、産業廃棄物の「受入日」を記載して排出事業者に返送しているケースがありますが、これはマニフェストの虚偽記載になります。
- いずれ処理をするのだから、処理日はいつでもいいのではと思われていませんか。また、毎日マニフェストが多く来るので処理が大変だとことから、機械的に処理をしてしまうことになっていませんか。
- マニフェスト違反の罰則はかなり重いです。最悪、業の取り消しになりますので注意してください。

廃棄物処理法の改正について全産連法制度委員会検討状況

環境省から提案された廃棄物処理政策において今後検討すべき論点

- 廃棄物の適正処理の更なる推進
 - 廃棄物の不適正な取扱いの未然防止の強化
 - 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上（食品廃棄物の流通問題）
 - マニフェストの活用（不正防止システムの導入及び一部義務化等）
 - 廃棄物を排出する事業者の責任の徹底（第三者に委ねる行為、低料金問題等）
 - 廃棄物の適正な取扱いに対する対応の強化（許可を取消された業者への必要な措置）
 - 廃棄物処理における有害物質管理の在り方
- 健全な資源循環の推進
 - 廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組
 - 優良な循環産業の更なる育成（優良産廃処理業者認定制度の見直し等）
 - 廃棄物等の健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組
- その他
 - 廃棄物分野における地球温暖化対策の強化
 - 許可申請書類様式の統一化の検討、欠格要件の見直し等



三重県からのお知らせ

不法投棄を許さない社会づくりを考えるセミナーを開催しました

県は、三重県警察、三重県産業廃棄物協会のご協力のもと、平成28年11月24日に「不法投棄を許さない社会づくりを考えるセミナー」を津市において開催しました。当セミナーは、一昨年度の四日市市、昨年度の伊勢市につづく3回目の開催で、市町・警察官を含む行政職員、県内自主活動団体、排出事業者、廃棄物処理業者など多くのみなさまの参加をいただき、盛況に終えることができました。

今年度は、環境省から講師を招き、まず全国の不法投棄・不適正処理の現状と対策をお話しいただき、次に県職員から三重県の廃棄物行政にかかる取組状況をご説明しました。また、今年度は初めて、最近の行政処分の状況を具体的にご説明しました。

最後に「不法投棄を許さない社会に向けた廃棄物処理業界の取り組み」として、三重県産業廃棄物協会から業界としての健全化に向けた取組状況を分かりやすくお話しいただきました。

県では、今後も産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、厳正な監視指導を行うとともに、市町、関係団体等のさまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めてまいりますので、引き続き、みなさまのご協力をお願い申し上げます。



中部地方環境事務所と三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）共同で産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施しました。

県では毎年、近接県と共同で県境をまたぐ廃棄物運搬車両の路上検査を実施しています。11月16日は、桑名警察署の協力のもと、桑名市内で中部地方環境事務所と三県一市の廃棄物担当とともに路上検査を実施しました。

今後も県境での路上検査に力を入れるとともに、今年度は和歌山県の協力のもと、新たに和歌山県境でも実施する予定です。

